

別表第 1（第 2 条関係）

1 補助対象者	2 申請可能な事業の内容
（１）新たに社会福祉連携推進法人の設立を行う者	別表第 2 第 2 欄ア及びイ
（２）社員を 2 以上増やした社会福祉連携推進法人	別表第 2 第 2 欄イ

別表第 2（第 2 条関係）

1 補助対象事業	2 事業の内容	3 基準額	4 補助対象経費
社会福祉連携推進法人の設立支援事業	ア設立前に法人間で行う設立準備会や合同研修会、地域リサーチ経費等 イ先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に限る。）にかかる経費	ア社会福祉連携推進法人あたり 1 回に限り、上限150万円とする。 イ社会福祉連携推進法人あたり 1 回に限り、上限100万円とする。 ただし、ア・イの対象経費実支出額が上限額を下回る場合には、当該額とする。	厚生労働省通知の事業の実施に必要な以下に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、補助金